

社団法人石川県サッカー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、社団法人石川県サッカー協会といい、外国に対しては、ISHIKAWA FOOTBALL ASSOCIATION, INCORPORATED (略称、IFA) という。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を石川県金沢市松村1丁目350番地木下ビル2Fに置く。

2 この法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、石川県におけるサッカー競技及びフットサル競技を統括し、代表する団体としてサッカー競技（フットサル競技を含む。）の普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発達とスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本県におけるサッカー競技を代表する唯一の団体として財団法人日本サッカー協会及び財団法人石川県体育協会に加盟すること。
 - (2) 財団法人日本サッカー協会が制定する競技規則に関すること。
 - (3) サッカー競技の強化に関すること。
 - (4) サッカー競技の調査、研究に関すること。
 - (5) 指導者の養成及び指導技術の研鑽に関すること。
 - (6) 審判員の養成及び審判技術の研鑽に関すること。
 - (7) 役員、チーム、選手、監督、コーチ、指導者及び審判員等の登録に関すること。
 - (8) 本県を代表するチームの役員、選手の選定及び派遣に関すること。
 - (9) 公式競技会及びその他の試合を主催、主管、後援、協力又は許可すること。
 - (10) 公式競技会及びその他の試合に関し記録を作成し、保存すること。
 - (11) その他目的を達成するために必要な事業。
- 2 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(種別)

第5条

この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人（法人に準ずる団体を含む。）で、総会において承認された者。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人で、総会において承認された者。民法上の社員でなく、社員総会を構成しない。

(3) 特別会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会から推薦され、総会において承認された者。

(入会)

第6条

正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申請書により会長

に申し込む。

- 2 正会員及び賛助会員の入会は、理事会においてその可否を審議し、総会の議決を経て、会長が通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条

正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 特別会員のうち功勞により推薦された会員は、理事会の議決により会費を免除することができる。

(会員の資格喪失)

第8条

会員は、次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、理事会の議決を経て、任意に退会することができる。

(除名)

第10条

会員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決を経て、会長が除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条

退会し、又は除名された会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第12条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以上5名以内を副会長、1名を専務理事、7名以内を常務理事とする。
- 3 同条第1項第1号の理事のほか、理事会の議決を経て、特別な任務を有する理事（以下「特任理事」という。）を置くことができる。

(選任等)

第13条

理事及び監事は、正会員（法人の場合にあってはその代表者）の中から、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 特定の理事とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を石川県教育委員会に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を石川県教育委員会に届け出なければならない。
(職務権限)

第14条

会長は、この法人を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、この法人の常務理事を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会及び石川県教育委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、財務・経営役員会、理事会又は総会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第15条

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条

役員が次の各号の一に該当するときは、総会において4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、議決する前にその役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条

役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、会友及び名誉会員

(名誉会長及び名誉副会長)

第18条

この法人に名誉会長及び名誉副会長を置くことができる。

- 2 名誉会長及び名誉副会長は、総会の議決により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び名誉副会長は、この法人の運営に関し会長に助言する。
- 4 名誉会長及び名誉副会長は、総会で別に定める会費を納めなければならない。

(顧問及び参与)

第19条

この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問には、最高顧問を若干名置くことができる。

5 顧問、最高顧問及び参与は、総会で別に定める会費を納めなければならない。
(会友及び名誉会員)

第20条

この法人に会友及び名誉会員を置くことができる。

- 2 会友及び名誉会員は、総会で別に定める会費を納めなければならない。
- 3 会長は、この法人の運営に関し、会友及び名誉会員に意見を求めることができる。

第6章 総会

(種類)

第21条

この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(組織)

第22条

総会は、第5条第1号の正会員をもって組織する。

(権能)

第23条

総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第24条

通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条

総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第24条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条

総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条

総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条

総会の議事は、この定款に特に規定するもの以外は出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第27条及び第28条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第7章 代議員及び代議員会

(代議員)

第31条

この法人に、代議員を置くことができる。

- 2 代議員は、総会において正会員の中から選出する。
- 3 代議員は、代議員会を組織し、総会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。
- 4 代議員については、第15条、第16条、第17条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「役員」とあるのは、「代議員」と読み替えるものとする。

(代議員会)

第32条

代議員会は、代議員をもって組織する。

- 2 代議員会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長又は理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 代議員の5分の1以上から招集の請求があったとき。
- 3 代議員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、同条第2項第2号の請求があったときは、その日から30日以内に代議員会を招集しなければならない。
- 5 代議員会において議決した事項は、総会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 6 代議員会については、第25条第3項、第26条、第27条、第28条、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合において「総会」及び「正会員」とあるのは、「代議員会」及び「代議員」と読み替えるものとする。
- 7 その他代議員会に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第8章 財務・経営役員会

(組織)

第33条

財務・経営役員会は、会長、副会長、専務理事及び会長が指名し理事会において承認された常務理事1名と学識経験者若干名をもって組織する。

(権能)

第34条

財務・経営役員会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) この法人の財務と経営に関し、総会に付議すべき事項。
- (2) この法人の財務と経営に関し、総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他この法人の財務と経営に関し、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(種類及び開催)

第35条

財務・経営役員会は、通常会と臨時会とする。

- 2 通常会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 構成役員^の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条

財務・経営役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時会を招集しなければならない。
- 3 臨時会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前に通知しなければならない。

(議長)

第37条

財務・経営役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等)

第38条

財務・経営役員会には、第27条、第28条、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合において「総会」及び「正会員」とあるのは、「財務・経営役員会」及び「財務・経営役員」と読み替えるものとする。

第9章 理事会

(組織)

第39条

理事会は、理事をもって組織する。

(権能)

第40条

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(種類及び開催)

第41条

理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第42条

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前に通知しなければならない。

(議長)

第43条

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等)

第 44 条

理事会には、第 27 条、第 28 条、第 29 条及び第 30 条の規定を準用する。この場合において、「総会」及び「正会員」とあるのは、「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 10 章 常務理事及び常務理事会

(常務理事)

第 45 条

この法人に、常務理事を置くことができる。

- 2 常務理事は、理事の互選により選出する。
- 3 常務理事は、常務理事会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。
- 4 常務理事については、第 15 条、第 16 条、第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「常務理事」と読み替えるものとする。

(常務理事会)

第 46 条

常務理事会は、専務理事及び常務理事をもって組織する。

- 2 常務理事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 専務理事が必要と認めたととき。
 - (2) 常務理事の 5 分の 1 以上から招集の請求があったとき。
- 3 常務理事会は、専務理事が招集する。
- 4 専務理事は、同条第 2 項第 2 号により請求があったときは、その日から 14 日以内に常務理事会を招集しなければならない。
- 5 常務理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 6 常務理事会については、第 42 条第 3 項及び第 44 条の規定を準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは、「常務理事会」及び「常務理事」と読み替えるものとする。
- 7 常務理事会の議長は、専務理事がこれにあたる。
- 8 その他常務理事及び常務理事会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 11 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 47 条

この法人の財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 48 条

この法人の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 49 条

この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 50 条

この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、年度開始前に、理事会の承認及び総会において 4 分の 3 以上の議決を経て、石川県教育委員会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 51 条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入、支出することができる。

2 前項の収入、支出は、新たに成立した予算の収入、支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 52 条

この法人の事業報告及び決算は、会長が作成し、年度終了後 3 ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認及び総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、石川県教育委員会に報告しなければならない。基本財産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 53 条

この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、石川県教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 54 条

この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 12 章 専門委員会

(専門委員会)

第 55 条

この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、第 2 章に定める事業に必要な調査、立案を分担する。

3 前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は、理事会において別に定める。

第 13 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 56 条

この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、石川県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 57 条

この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、石川県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 58 条

この法人の解散の時に有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、石川県教育委員会の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する公益法人等の団体に寄附するものとする。

第 14 章 事務局

(設置等)

第 59 条

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 60 条

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 15 章 雑則

(委任)

第 61 条

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の正会員は、第 5 条の規定にかかわらず、任意団体石川県サッカー協会平成 16 年度加盟登録団体名簿のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第 15 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

名誉会長	澁谷 亮治	名誉副会長	勝木 育夫
理事(会長)	盛 大衛	理事(副会長)	宮崎 誠示
理事(副会長)	浅野 周二	理事(副会長)	木下 和吉
理事(副会長)	北 実	理事(専務理事)	高畑 俊成
理事(常務理事)	小石 一寛	理事(常務理事)	新田 宗行
理事(常務理事)	中田 和裕	理事(常務理事)	宮岸 馨
理事(常務理事)	谷 邦男	理事(常務理事)	中野 宏一
理事(常務理事)	辻口 等	理事	牧野 寛治
理事	河村 和徳	理事	森下 豊
理事	中村 研一	理事	岸 洋
理事	宮田 智晴	理事	川村 正美
理事	竹本 悌造	理事	長島 寛人
理事	伊藤 正義	理事	宮下 昌三
理事	越田 剛史	理事	菊地 修一
理事	吉田 秀樹	理事	中村 勇
理事	中島 修二	監事	都築 一隆
監事	直江 由昭	特任理事	荒川 剛
特任理事	谷内 章子	特任理事	山下 勝己
特任理事	中村 幸雄	特任理事	西尾 眞友
特任理事	西田 力生	特任理事	坪坂 昭広
特任理事	安井 英世	特任理事	富田 充宏

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 50 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の会計年度は、第 54 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この定款改正は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 7 この定款改正は、平成 19 年 11 月 1 日より施行する。

